

北広島町農業委員会第21回総会議事録

事務局 (第21回北広島町農業委員会総会開会宣言)

副町長 (あいさつ)

会長 (開会あいさつ)

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

2番 3月16日に15番委員と地区担当推進委員と現地確認を行いました。申請地は利用権設定して耕作を頼んでいたが、終期を迎え、耕作者から更新しないとされたことから事務局に何度も相談されていました。譲渡人には後継者がなく、農地を売却したいことから、事務局からの依頼を受けて農地を購入してもらえる人を探し今回の申請に至りました。譲受人は申請地近くに住んでおり、出荷用野菜の栽培等30年来の農業経験があります。機械は地域の利用組合で大型機械を調達することができ、5人家族であり労働力も見込まれます。このことによる周辺農地における影響は考えられません。以上の事から農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

16番 譲渡人の残りの農地がかなりあるが、利用権設定されているのか。

2番 一部は作り手がないものの中山間対象農地であり保全管理をお願いしている。うち1筆は別の方に売買で交渉中である。家まわりの農地は別の方に利用権設定で作ってもらうことになった。

16番 今後遊休農地になる恐れがあるので、早めに対策をたてないといけない。

2番 農業委員会全体の課題として持っているので、今後検討していただきたい。

会長 その他にご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

5 番 3月13日に地区担当推進委員と譲渡人立ち会いのもと現地確認を行いました。内容は摘要欄のとおりですが、譲渡人と譲受人は兄弟であり、譲渡人には後継者がなく耕作が困難であることから譲受人へ贈与するため申請されました。申請地は狭小ながら畑として管理されており、譲り受けた後も畑として家庭菜園をして管理していくとのことでした。このことによる周辺農地における影響は考えられません。以上の事から農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号3番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

13 番 3月14日に地区担当推進委員と譲渡人及び譲受人立会いのもと現地調査を行いました。譲受人の息子さんが申請地に隣接する宅地に住宅を建設するにあたり、申請地を家庭菜園として利用したいと譲渡人へ申し出たことにより申請に至りました。譲受人の農業経営規模から問題はなく、申請地一帯は他の農地から一段低い位置にあり周辺農地への影響は考えられません。農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号4番につい

て事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

17番 3月10日に1番委員と地区担当推進委員と現地確認を行いました。申請地は譲渡人の住宅前に位置しております。現在はその住宅には住んでおらず町外在住です。譲渡人と譲受人とは親戚であり、譲渡人からの申し出により譲り受けることとなりました。周辺農地における影響はなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

10番 譲受人は譲渡人よりも高齢で、遠方に住んでおられるが通作されるということか。

17番 定期的に通われて管理される。

会長 その他にご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号5番及び番号6番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

1番 17番委員と地区担当推進委員と現地調査を行いました。譲受人は現在農園を経営しており、申請地近くに農業用倉庫や農地を所有しておられます。また、譲り受けた後は申請地を樹園地としてリンゴの栽培を計画されています。譲受人は機械を所持しており技術、労働力についても問題なく、このことによる周辺農地への影響は考えられません。以上の事から農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

9番 申請地は会社として経営されるのか。

1番 譲受人個人で申請されている。

会長 その他にご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番及び番号6番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について

会長 番号7番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

15番 3月16日に2番委員と地区担当推進委員と現地確認を行いました。申請人は今年初めに父を亡くし、墓を新設するため申請されました。申請地は必要面積を分筆されており妥当であると考えます。このことによる周辺農地への影響は考えられず、許可相当と判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

会長 番号8番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

職務代理者 3月16日に11番委員及び地区担当推進委員と譲受人立ち合いのもと現地調査を行いました。内容は摘要欄のとおりですが、譲受人は譲渡人から住宅を購入し転居するにあたり、駐車場が必要であることから申請されました。申請地は以前から庭として使用されていたため顛末書添付のうえ申請されています。計画目的及び面積は妥当であり、周辺農地への影響は考えられません。以上の事から許可相当と判断しました。

- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号8番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号9番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 5 番 3月13日に13番委員及び地区担当推進委員と現地確認を行いました。内容は摘要欄のとおりで、先ほど3条案件にもありましたが、譲渡人と譲受人は兄弟で、譲受人は娘夫婦と同居していることから既存の駐車場では手狭なため、申請地を転用して駐車場として利用するため申請されました。事業目的及び転用面積は妥当であり、このことによる周辺農地への影響はないことから許可相当と考えます。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 職務代理者 車の進入路はあるのか。
- 5 番 狭いが既存の進入路がある。
- 事 務 局 旧道から入って縦列で駐車する形となる。
- 会 長 その他にご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号9番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号10番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 2 番 3月16日に15番委員と地区担当推進委員と現地確認を行いました。農地区分及び事業目的については摘要欄のとおりで、転用面積については妥当と考えます。用排水路に

ついて確認をしたところ問題はなく周辺農地への影響はないと考えます。申請地に倉庫がまたがって建設されていたことから始末書が添付されています。以上のことから許可妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号10番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号11番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

2 番 3月16日に15番委員と地区担当推進委員と現地確認を行いました。申請地は譲受人の会社事務所から近く、譲渡人からの申し出を受けて資材・車両置き場として利用するため申請に至りました。事業目的及び転用面積は妥当であり、用排水路について確認したところ問題はなく周辺農地への影響は考えられません。3種農地であり原則許可の案件であることから許可相当と考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号11番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第4号 農用地利用集積計画について

会 長 事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げて説明。)これらは、農業経営基盤強化促進法第18号第3項各要件を満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。

議案第5号 農用地利用配分計画について

会長 内容について事務局から説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げて説明。)

会長 それでは農用地利用配分計画について質疑に入ります。この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。

議案第6号 農業振興地域整備計画の一部変更について

会長 事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げて説明。)

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。農業振興地域整備計画の一部変更について、可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。
以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了します。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会 長

⑩

議事録署名者

⑩

議事録署名者

⑩